

鈴鹿市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 5 月 1 8 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 2 3 号

鈴鹿市行政手続条例施行規則の一部を改正する規則

鈴鹿市行政手続条例施行規則（平成 1 0 年鈴鹿市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 条 略</p> <p><u>（条例第 15 条第 4 項の規則で定める方法）</u></p> <p>第 4 条 <u>条例第 1 5 条第 4 項（条例第 2 2 条第 3 項（条例第 2 5 条後段において準用する場合を含む。）及び第 2 9 条において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公示事項（条例第 1 5 条第 4 項に規定する公示事項をいう。第 1 号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当する</u></p>	<p>第 3 条 略</p>

ものとする。

(1) 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示事項の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

(2) インターネットに接続された自動公衆送信装置(著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用するもの

#### 附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。